## 令和6年度 市民の声一覧 (上半期公表用)

受付足	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	回付先
4月	手続·届出	広域交付の戸籍・除新	確認しなくてはならないとはどういうことか?	戸籍の広域交付は本年3月1日から開始し、全国どこの市区町村窓口でも戸籍の交付ができるようになりました。この制度におきましては、市区町村の窓口でのみ交付が可能となっております。また、他市区町村の窓口でのみ交付するにおきましては、市区町村の窓口でのみ交付が可能となっております。また、他市区町村の窓口を交付するにおきましては、本籍地に当該戸籍が交付可能な状態が確認するよう法務省から通知がありました。この取り扱いにより、平日時間外及び土日においては本籍地の市区町村に確認することが困難となり、戸籍証明書の広域交付をすることができません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。 戸籍謄本等のコンビニ交付につきましては、本籍地の市区町村が戸籍謄本等のコンビニ交付に付対応していれば、マイナンパーカードを利用して、コンビニに設置しているマルチコピー機から利用登録申請をすることによって証明書を取得することができる場合がございます。本籍地と別の市区町村が戸籍謄本等のコンビニ交付につきましては、本籍地と別の市区町村にお住まいの方の場合は、申請から取得までは数日かかりますので、詳細は本籍地の市区町村窓口にてお尋ねください。 本市のコンビニ交付サービスにつきましては、導入費用や運用費用が安価であるとともに、セキュリティ対策において信頼性が高い国の関連団体が管理するクラウドシステムを採用しており、当該クラウドシステムは、現時点では住民東の写しと印鑑を録証明書のみの対応となっていますが、戸籍証明書や所得証明書なども交付できるように当該団体において検討されているところです。 最後に、この度は貴重なご意見をいただきましたことに御礼申し上げるとともに、今後もより一層のサービス改善につなげて参りたいと存じますのでご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。	